

令和4年（2022年）3月22日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

（一社）日本自閉症協会
会長 市川 宏伸
（公印省略）

旧優生保護法による強制不妊手術大阪高裁・東京高裁の判決の受け入れと早期の被害者救済を求める要望書

日ごろよりの自閉スペクトラム 症（以下、ASD という）をはじめとする発達障害への理解の促進ならびにその障害のある人たちとその家族の福祉増進のご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

私達、日本自閉症協会は、重度の知的障害を伴う方から高機能・アスペルガー症候群と呼ばれる方まで、全ての ASD 当事者とその家族の幸せの実現のために日々活動を行っております。

さて、旧優生保護法に基づいて障害者などに対して行われた強制不妊手術に関しては、本年2月22日には大阪高裁で、3月11日には東京高裁で、それぞれ被害者からの国に対する損害賠償請求を認める判決が下されました。

これに対して国は、大阪高裁判決に関して3月7日に上告しています。本協会は、国による誤った施策によりその権利を侵害され、尊厳を傷つけられた被害者を早期に救済するために、大阪高裁判決に対する上告を取り下げること、東京高裁の判決に対して上告を行わないことを強く求めるものです。被害者が高齢であることに鑑み、一刻も早く本訴訟を終わらせる判断をしていただくよう要望いたします。

以上